

幼保連携型認定こども園整備の個別審査基準

R8.5.11最終改正

審査事項	項目（共通審査基準）	個別審査基準（幼保連携型認定こども園）	最高得点	配点内訳（幼保連携型認定こども園）	点数配分	備 考
1 事業計画との整合性 （配点 18点）	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に適合すること。	(1) 老朽化施設の更新	8	① 園舎を新たに整備する計画であって、現園舎について、昭和56年5月31日以前の基準により建築されたもののうち、耐震診断の結果、耐震性を有していない（※1）ことが確認されている。	8	該当するものいずれか
				② 園舎を新たに整備する計画であって、現園舎について、建物の法定耐用年数（※2）を超過している。	5	
				③ 園舎を新たに整備する計画であって、現園舎について、建物の法定耐用年数に対する築年数の割合（以下「経過率（※3）」という。）が90%以上100%未満である。	3	
				④ 園舎を新たに整備する計画であって、現園舎について、経過率が80%以上90%未満である。	2	
				⑤ 園舎を新たに整備する計画であって、現園舎について、経過率が70%以上80%未満である。	1	
		(2) 認定こども園の設置に適した周辺環境	5	⑥ 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所者数及び待機児童数が最も多い（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）	5	該当するものいずれか
				⑦ 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所者数及び待機児童数が2番目に多い（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）	3	
				⑧ 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所者数及び待機児童数が3番目に多い（1号を除く。他事業者の整備計画との相対評価）	2	
		(3) 延長保育の実施時間	3	⑨ 延長保育の時間が2時間	3	該当するものいずれか
				⑩ 延長保育の時間が1時間	1	
		(4) 環境に配慮した施設整備計画	2	⑪ 「整備を推進する設備・技術」を3項目以上導入	2	該当するものいずれか
				⑫ 「整備を推進する設備・技術」を2項目導入	1	
			18		18	
2 欠格事由 （配点 ー）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号に掲げる欠格事由に該当しないこと。		ー		ー	
			ー		ー	
3 設備 （配点 24点）	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第2章に定める設備の基準に適合すること。	(1) 児童の安全確保	5	① 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室を全て1階に配置	5	該当するものいずれか
				② 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室を全て2階以下に配置	2	
		(2) 乳児室、ほふく室、保育室の面積	5	③ 年齢ごとの乳児室、ほふく室、保育室の面積が、最低基準面積の120%以上の広さがある	5	該当するものいずれか
				④ 年齢ごとの乳児室、ほふく室、保育室の面積が、最低基準面積の110%以上の広さがある	3	
				⑤ 年齢ごとの乳児室、ほふく室、保育室の面積が、最低基準面積の105%以上の広さがある	1	
		(3) 園庭の確保状況	4	⑥ 必要な園庭の面積（移行特例を除く）を全て地上に確保	4	該当するものいずれか
				⑦ 必要な園庭の面積（移行特例を除く）を地上又は屋上に確保	2	
		(4) 施設用地の保有形	3	⑧ 施設用地全てを自己所有しており、所有権以外の権利が設定されていない（自己所有し、所有権以外の権利が設定されないことが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。）	3	該当するものいずれか
				⑨ 施設用地全てを自己所有しているが、抵当権その他所有権以外の権利が設定されている（自己所有することが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。）	2	
				⑩ 国若しくは地方公共団体から貸与を受けている（貸与を受けられることが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。）	2	
				⑪ 国及び地方公共団体以外の者から貸与を受け、地上権又は賃借権を設定し登記できる（これらが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。）	1	
		(5) 園舎に備えるべき設備	2	⑫ 条例上、園舎に備えるよう努めるものとされている設備（放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室）の機能を4種類以上整備	2	該当するものいずれか
				⑬ 条例上、園舎に備えるよう努めるものとされている設備（放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室）の機能を2種類以上整備	1	
		(6) 通園への配慮	5	⑭ JR駅又は地下鉄駅から半径800m以内の立地にある	1	該当するものいずれか
				⑮ 定員（1号を除く）の1/10以上の駐車台数を確保（小数点未満端数切上げ）	4	
				⑯ 定員（1号を除く）の1/15以上の駐車台数を確保（小数点未満端数切上げ）	2	
				⑰ 定員（1号を除く）の1/20以上の駐車台数を確保（小数点未満端数切上げ）	1	
			24		24	
4 運営 （配点 30点）	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第3章に定める運営の基準に適合すること。	(1) 子育て支援事業（※4）の実施	6	① 子育て支援事業（※4）を4項目以上実施	6	該当するものいずれか
				② 子育て支援事業（※4）を3項目以上実施	3	
				③ 子育て支援事業（※4）を2項目以上実施	1	
		(2) 食事の提供	6	④ 全ての園児（1号認定子どもを含む）の食事を自園調理で提供	6	該当するものいずれか
				⑤ 全て又は一部の園児に対して、外部委託で食事を提供（外部搬入なし）	3	
				⑥ 一部の園児に対して、外部搬入で食事を提供	1	
		(3) 地域型保育事業所との連携計画	2	⑦ 卒園後の受皿枠を確保	2	

審査事項	項目	個別審査基準（幼保連携型認定こども園）	最高得点	配点内訳（幼保連携型認定こども園）	点数配分	備 考
		(4) 園長予定者の資格要件	2	⑧ 保育士資格及び幼稚園教諭免許を併有し、５年以上の実務経験を有する	2	該当するものいずれか
		⑨ 設置者が上記と同等以上であると認める者である		1		
		⑩ 園長予定者が未定である		0		
		(5) 職員配置	4	⑪ 条例等に定める配置基準を満たす職員数（幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方を有する者に限る。以下同じ。）を確保済みである。	2	該当するものいずれか
		⑫ 採用等により、条例等に定める配置基準を満たす職員数を確保する予定		1		
		⑬ 副園長又は教頭を置く予定		1		
		⑭ 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭を置く予定		1		
		(6) 虐待対策と危機管理の取組	4	⑮ 虐待対策に関するマニュアルが整備されている	2	該当するものいずれか
		⑯ 災害対応及び事故防止に関するマニュアルが整備されている		2		
		(7) 事業内容の自己評価と改善の取組	2	⑰ 第三者評価を実施して結果を公表する	2	
		⑱ 第三者評価を実施する、又は自己評価を実施して結果を公表する		1		
		(8) 職員への処遇に対する計画	2	⑲ 職員休憩室、ロッカー室等を設置	2	
(9) 職員研修に関する計画	2	⑳ 職員研修に関する具体的な計画書等が整備されている	2			
		30		30		
共通審査基準に基づく個別審査基準点 中計			72		72	

審査事項	項目	個別審査基準(幼保連携型認定こども園)	最高得点	配点内訳（幼保連携型認定こども園）	点数配分	備 考		
5 資金計画 (配点 13点)	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること。	(1) 当初資金の確保状況	5	① 当初資金の全部を自己資金で確保	5	該当するものいずれか		
		(2) 借入金の状況		8	② 当初資金の全部又は一部について、個人又は団体からの寄附が確実で連帯保証人を確保		3	該当するものいずれか
					③ 借入を行わない		8	
			④ 借入金の割合が設置者負担総額の20%未満で、償還財源を確保		5			
			⑤ 借入金の割合が設置者負担総額の40%未満で、償還財源を確保		3			
			⑥ 借入金の割合が設置者負担総額の60%未満で、償還財源を確保		2			
		⑦ 借入金の割合が設置者負担総額の80%未満で、償還財源を確保	1					
			13		13			
6 設置主体の事業実績 (配点 10点)	〔既存法人〕 近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。 〔設立希望者〕 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の幹事会で認可の方向性が示されていること。	(1) 既存園の運営状況	10	① 札幌市からの文書指導事項（重大）又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項がない（過去3年間）（保育所等※5）を運営している既存の社会福祉法人又は学校法人の場合）	10	該当するものいずれか		
				② 札幌市からの文書指導事項（重大）又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、現在は改善されている（過去3年間）（保育所等※5）を運営している既存の社会福祉法人又は学校法人の場合）	6			
				③ 札幌市からの文書指導事項（重大）又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、改善計画の策定等、改善の目的が立っている（過去3年間）（保育所等※5）を運営している既存の社会福祉法人又は学校法人の場合）	3			
				④ 施設整備に係る適切な事務体制が整っている又は整う見込みがある（保育所等※5）を運営したことがない新設社会福祉法人及び学校法人の場合）	6			
			10		10			
		7 準備状況 (配点 5点)	整備計画（主旨・事業内容・資金計画等）について理事会又は設立準備委員会の議決を経ていること。	(1) 理事会等の議決	5	① 理事会等（設立準備委員会）で施設整備に必要な事項（整備施設の規模・構造、用地の確保状況、当初資金の確保、借入れ金額及びその償還計画等）について十分に計画・審議している	5	
	5				5			
共通審査基準以外の個別審査基準点 中計			28		30			
合計（A）			100		100			

※ 個別審査基準以外の評価点について

項目	最高得点	審査事項	備考	
認可・確認部会 部会委員による事業計画の評価	10	認定こども園運営に当たっての創意工夫等が、教育・保育の質の向上により高い効果を及ぼすものであるか。また、当該施設における認定こども園移行の必要性が、特に高いと認められるものであるか。	点数配分等については、別紙のとおり	
合計（B）	10		10	

最終合計（A+B）	110		110	
-----------	-----	--	-----	--